

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案に対する規制改革会議の見解

- ①政府内において十分な議論が尽くされておらず、手続きとしても拙速である
- ②事業者やユーザーサイドとも十分な議論を行われておらず合意形成が図られていない
- ③2000年航空法改正等における航空自由化の精神にもとるものである

法案の内容	会議の主張	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成田、中部、関西の3国際拠点空港の民営化を念頭に置いたものであり、<u>羽田空港、地方空港等の民営化が考慮されていないこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>全空港について民営化による空港整備・運営の効率化を図ることが必要。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成田空港会社等民営化された空港会社及び羽田空港のターミナルビル運営会社等への<u>外資規制を導入</u>すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資規制は外国からの投資意欲を減退させ、日本の経済発展と空港の効率化にとってマイナス。安全保障上の問題への対処については、<u>資本規制ではなく、行為規制で対応すべきであり、外国資本と国内資本を区別する合理的理由はない。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通大臣が空港の設置管理に関する<u>基本方針を策定</u>するとともに、空港管理者が組織する<u>協議会が法律上位置づけられること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空港の設置管理面等における<u>規制強化を通じて、自由な航空輸送事業の展開を規制しようとの意図</u>が見受けられる。 	

* 北九州市のひびきコンテナターミナルの運営会社にシンガポールのPSA社が資本参加(34%)した事例もある。